

「冤罪撲滅に向けて」

私は、人を殺すかもしれません。

あなたも、人を殺すかもしれません。

「お前は死ぬべき人間だ」

そういつて、彼や、彼女の首を、絞めるのです。

久間みちとしさん、という人がいます。

彼は、飯塚事件と呼ばれる事件の犯人として逮捕され、殺人の罪で死刑の判決を受けました。

非情にも死刑が執行されたのち、無罪であったことが明らかになった、哀しい冤罪事件の被害者のひとりです。

彼は再審請求を準備している途中でした。

家族がその無念を引き継いだ時、その無念が晴らされた時、既に彼は、冤罪の被害者から、冤罪の犠牲者になっていました。

彼が、自らの無罪判決を聞くことはありませんでした。

司法が、社会が、「お前は人を殺した人間だ」とレッテルを張り、彼を殺したのです。

この事件を知る以前は、殺人や強盗など凶悪な事件が起きたと知れば、怖い、早く捕まえてほしい、そう思っていました

凶悪犯罪の検挙率が9割以上であるとしたときも、さすが日本の警察だと、ほっとしたことを覚えています。

しかし、この飯塚事件での冤罪を知り、私は愕然としました。

平和に暮らしたいという私たちの思い。人々に平和を届けようという司法の努力。

その結果としての、何の罪もない人の死刑。

このようなことが起きてしまうのはなぜでしょうか。

幸せに暮らしたいという人々、

幸せに暮らしてほしいという人々、

この繋がりをあざ笑うかのように、起きてしまう冤罪

私はこの冤罪という問題において、他者の幸せを願う、他者とともに生きようとする人間の善意が貶められている気がしてなりません。

私は冤罪がしょうがないものとあきらめたくありません。

私は他者を思う人々の気持ちを信じたい。

人々が手を取り合って生きようという善意を信じたい。

そのためには、冤罪はこの世にあってはならないのです。

冤罪とは、正義のために真実を迫及しようとする裁判官、秩序のために犯罪を取り締まろうとする検察官の衝突によって起こる構造的な問題です。真実が不確かな事件において、何としてでも犯人を捕まえたいと思う検察の働きによって冤罪が起こってしまうのです。

冤罪は決して先ほどの一例にとどまるものではありません。DNA鑑定などが不完全だった戦後は言うまでもなく、現在においても極めて重い冤罪、無実であるのに身体を拘束されるようなような冤罪は年に2、3件、

つねに一定程度生じている問題なのです。

それでは、このような冤罪をなくすためにはなにをしたらよいのでしょうか

その為には、冤罪の防止と冤罪からの救出の2点が必要となります。

冤罪を未然に防ぐ防止、と

現在冤罪に苦しめられている人、つまり無罪なのに有罪判決を受けてしまい、再審を請している人を救出すること

この二つの側面から対策を打つことによって冤罪の撲滅が出来るのです。

では、この冤罪の防止と冤罪からの救出について現在どのような状況なのでしょうか。

まず冤罪の防止に関して。

現在冤罪の原因を、捜査から裁判まで包括的に調査する組織はありません。

しかし、冤罪を防止するために本当に必要なことは、制度や形式にとらわれず包括に冤罪の原因について調査することです。

たとえば、現在取調べの可視化が進んでいます。しかし、この取調べの可視化、この一つだけは不十分なのです。なぜなら、どのような取り調べが違法なのかについては厳密な規定がないからです。たとえ検察官が庇護者を怒鳴って証言を得たとしても、被疑者が自白するためにはしょうがなかったと裁判官が考えれば、適したものになります。

これでは、冤罪が防止できたことにはなりません。

冤罪とは、検察官や裁判官、弁護士の複雑な力関係によって生じる問題だということは先ほども述べました。このような目に見えにくい問題に対処するためには、過程の一部、組織の一部だけを改めるような方法では根本的な解決には至りません。

次に冤罪の被害を救うことに関して今どのようなことが行われているのでしょうか。

現在冤罪被害救済については再審制度が設けられています。

再審制度とは、昔有罪になったものが間違っていると思われるときに、もう一度裁判をやり直すことです。

しかし、現在再審はほとんど拒否され、また受け入れられる場合でも何十年も受け入れられるまでに時間がかかっています。

再審請求中に獄死してしまうケースも相次いでいます。

これでは、冤罪に苦しめられている人を救うには不十分です。

ではなぜ現在このような状況が起きているのでしょうか！

その原因として、

冤罪の防止については、**裁判官の自由な判決を守るため審議中の捜査ができないこと**

冤罪の被害救済に関しては、**裁判の厳格さを維持するため再審開始が困難なこと**があります。

まず、一点目の裁判官の自由な判決を守るため審議中の捜査ができないことについて説明します。

裁判では、裁判官が自分の良心にしたがって、判決を下すことがとても重要なものとなっています。法学の知識をもち、経験を積んだ裁判官が、1人の人間として、罪の重さを判断する。このことが、人を正しく裁くうえで求められるのです。

しかし、現在行われている裁判において、外部から調査を行うことは、現職の裁判官の能力を問うことにつながり、罷免に追い込む恐れさえあります。それでは、裁判において求められる、裁判官が自己の良心に従って判決を下すということができなくなってしまいます。

続いて二点目の**裁判の厳格性**を維持するため**再審開始が困難**なことについて説明します。

それは、裁判の結果が間違っていたといって一度確定した判決をやり直せるようなものであれば、司法に対して信頼がおけなくなるだろう、ということです。そのため、再審を行うには、明らかな証拠がなければならぬことになっています。

しかし、さらなる原因として弁護士側が再審を請求するために証拠を得ることが非常に困難であるという問題があります。なぜなら、再審請求に役立つ被告人に有利な証拠は、その存在が隠されているケースが多いからです。証拠はすべて捜査を行う検察に手の中にあり、検察がすべての証拠を公開することは義務付けられていません。もし、再審を請求できるほど十分な証拠があったとしても証拠の存在すら知らないため、闇に葬られてしまうこともあるのです。

これらの問題を解決するため、私が打ち出す政策は二つです！

一点目は、冤罪の防止に対して冤罪の原因を究明する委員会を国会に設置すること

二点目は、冤罪からの救出に対して裁判所に再審委員会を設置することです

1つ目の「冤罪原因究明委員会の設置」について説明します。

これは、**再審で無罪になった事件**について冤罪の原因を調査、調査結果を踏まえた制度の改正案の提出を行います。これは弁護士資格をもつ国会議員、学者、裁判官などからなります。ここにおいては、裁判が終了した事件のみを調査の対象とします。それにより、司法権の独立を侵害することなく、調査することができるのです。裁判が終了した事件とははじめ有罪判決がでたけれども、再審請求がとおる無罪判決が確定したそのような事件です。

続いて2つ目は「再審委員会の設置」

この再審委員会では、国民から選ばれた代表者が、再審を開始するか決定します。ここでは、再審補助員が、法学的観点から助言を行います。しかし、国民が再審をするべきかどうか判断するには、事件の内容をはあくできなければなりません。そこで再審委員会は、証拠の再鑑定を請求すること、事件の捜査資料を閲覧することを可能にします。もし警察や検察がこの請求に応じなかった場合罰則が適用されます。

これら冤罪の防止と、冤罪からの救出のための二つの政策により冤罪をなくすことができるのです。

人々の幸せを願う気持ちがただしく人々に届くように！

人々の幸せを願う善意を、この尊いものを私たちが信じつづけていられるように！

私たちは冤罪撲滅を目指して歩きつづければならないのです。

ご清聴ありがとうございました